合併前と合併後のサービス等の比較

(上河内町にお住まいの方用)

1 広報・広聴

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
1	広報紙の配布方法	自治会配布	新聞折込		
2	点字広報	なし	希望者に送付] 広報広聴課
3	声の広報	なし	希望者に送付	市政情報などをカセット テープに吹き込んだもの	広報グループ 632-2028
4	市長へのメール等	ひばりメール (町民の声投かん箱)	市長へのメール 市長へのFAX ふれあい通信 (総称「宮だより」)	ふれあい通信:市役所本 庁舎や出張所などに設け た封筒・便せん	広報広聴課 広聴グループ 632-2022
5	無料法律相談	2 か月に 1 回実施 (予約制)	毎月第2・4日曜日 (予約制)		

2 税関係

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
1	個人市町民税税率		変更はなし こより,平成19年度から所得 されます。)	○均等割 3,000円 ○所得割 ~200万 3% 200万超~700万 8% 700万超 10% (H19年度~一律 6%)	市民税課 個人市民税第1~3グループ 632-2233 632-2217 632-2221
2	法人市町民税税率	○均等割(資本金 従業者 50億超 50人超 3,600 50億超 50人以下 492 10億超 50人以下 492 10億超 50人以下 492	Yeb Ye		市民税課 法人市民税第 1 グループ 632-2203
3	固定資産税税率 (上河内町に所有する資産)	変更なし	(税率1.4%)		\(\frac{1}{2}\)
4	都市計画税税率 (上河内町に所有する資産)	なし	平成21年度まで課税免除 平成22年度から宇都宮市 の制度に統一	宇都宮市:税率 0.25%	資産税課 資料証明グループ 632-2280
5	軽自動車税税率	変更	なし		市民税課 法人市民税第 1 グループ 632-2205
6	事業所税 (上河内町にある事業所)	課税なし	○平成19年度 課税免除 ○平成20年度~23年度 資産割:2分の1課税 従業者割:全額課税 ○平成24年度以降 全額 課税	○課税内容 ・資産割:市内の事業 が1000㎡超 1㎡につき600円 ・従業者割:従業者の合 計が100人超 給与支払総額の0.25% ※資産割・従のと割ってれ でれ個別に判定します。	主税課 税制グループ 632-2185

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
7	入湯税	○税 率 1人1日:50円 ○課税免除 小学生以下,その他町 長が特別な事情があると 認める方	○税 率 ・1人1日:150円 ・日帰りの場合:50円 ○課税免除 ・12歳未満 ・市内居住の60歳以上の方 方場又は一般公衆 浴場に入場する場合 ・その他市長が社会高祉 と認める方		主税課 税制グループ 632-2185
8	前納報奨制度	第2期の税額(30万円限度) ×0.5%×月数	第2期の税額(10万円限度) ×0.25%×月数		ナエバニロ
9	口座振替済通知	全員に送付	希望者のみ送付	送付希望調査を行う予定 です。希望者は,調査時 に手続きしてください。	主税課 納税推進グループ 632-2186
10	税金等の納付場所	拡大されます(※下表『税 されます』をご覧ください)	金等を納めるところが拡大)		出納室 出納グループ 632-2777
11	原動機付自転車及び小型 特殊自動車の試乗標識の 交付	なし	あり (手数料500円)	6ヵ月有効,対象は販売 業者等です。	市民税課
12	原動機付自転車及び小型 特殊自動車の標識の弁償 金	200円	300円	故意又は過失により,標 識を壊したり,なくした りしたとき	法人市民税第1グループ 632-2205

◎税金等を納める場所が拡大されます(納付書の裏面にも記載しますので、ご参照ください。)

						Ŧ.	兑	金	•	1:	呆	育	料	等				水道料金・下	水道使用料等	F
1 -	次の金融機関の本支店及び市役所の地域自治センター・地区市民センター及び出張所 左の納付場所の他に次のコンビニエンスストア及び宇で納めてください。																			
足	į	利	銀	行	東	邦	銀	行	大	東	銀	行	栃オ	く信月	用金庫	ハナ信用組合	セブン-イレブン	am/pm	スリーエフ	コミュニティ・ストア
3	đ	" (J	銀	行	群	馬	銀	行	栃	木	銀	行	鹿沼	相互信	目用金庫	あすなろ信用組合	サークルK	ミニストップ	セーブオン	HOTSPAR
IJ	そ	・な	銀	行	常	陽	銀	行	茨	城	銀	行	烏山	」信月	用金庫	中央労働金庫	デイリーヤマザキ	サンクス	ポプラ	
埼	玉	りそ	な銀	行	三菱	UF	J信託	銀行	関列	東つく	くば釘	退行	商工	組合中	中央金庫	宇都宮農業協同組合	ヤマザキデイリーストア	ローソン	セイコーマート	
Ш	3	形	銀	行	中央	三井	信託	銀行	東	日 2	本 銀	行					サンエブリー	ファミリーマート	ココストア	

※納入期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。

3 消 防

番号	· 項 目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ	
1	消防団の取り扱い	上河内町消防団	宇都宮市消防団	町消防団は分団とし、団	消防本部総務課 消防団グループ 625-5500 内線247	
2	消防団の出動体制 (建物火災の場合)	原則 全分団出動	原則 4隊(部)単位で の出動	員は宇都宮市消防団に引 き継ぎます。 		
3	常備消防 (消防署の設置)	変更	なし	宇都宮市中央消防署上河内分署	消防本部総務課 庶務グループ 625-5500 内線203	

4 自治会関係

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
1	自治会長の身分	町が委嘱する非常勤特別職	任意団体の長		
2	自治会長報酬 (行政推進員補助等) ※参 考 200世帯の場合	非常勤特別職の報酬 均等割: 100,000円 世帯割: 500円 ※200,000円	自治会長報酬は廃止 自治会長活動促進費へ移行 平成20年度から 均等割: 3,500円 世帯割: 150円 ※33,500円(平成19年度は前 年度の約2分の1の額)	〈自治会長活動促進費〉 宇都宮市の平均規模 (171世帯)の補助金 29,150円 〈自治会長報酬〉 上河内町の平均規模 (87世帯)の報酬 143,500円	みんなでまちづくり課 地域づくりグループ 632-2887
3	自治会長連絡協議会 補助金	200,000円	廃 止		
4	地区連合自治会活動促進 費	なし	均等割: 150,000円 世帯割: 120円		

番号		項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
5	地區進	区連合自治会長活動促	なし	48,000円 (@4,000円×12月)		
	自治	台会集会所建設補助				
6	1	新築	建設費用の20%以内 限度額なし	建設費用の40%以内 限度額350万円 (バリア フリー対策の条件付) [コミュニティ倉庫の場 合30万円以内]	 ※参考例 2,000万円(本体1,500万円、設備500万円)の自治公民館を新築した場合・宇都宮市の場合限度額350万円(2,000万円×40%=800万円)・上河内町の場合400万円(本体1,500万円×20%+設備500万円×20%=400万円) 	
	2	移設	なし	移設費用の40%以内 限度額110万円 〔コミュニティ倉庫の場 合10万円以内〕		みんなでまちづくり課 地域づくりグループ
	③ 増築及び大規模修繕		なし	増築等費用の40%以内 限度額75万円(バリアフ リー対策の場合+50万円) 〔コミュニティ倉庫の場 合10万円以内〕		632-2887
	自治	台会集会所建設等融資制				
	1	新築	なし	400万円以内	TU	
7	2	移 設	なし	200万円以内	→ 利 率:年利1.5% 償還期間: 5年以内	
	3	増築及び大規模修繕	なし	60万円以内		
	4	土地購入資金融資	なし	750万円以内	利 率:年利1.5% 償還期間:10年以内	
8	自治	台会集会所家賃補助	なし	(年額家賃-5万円)×40% 限度額10万円		
9	市县	民ボランティア保険	なし	 死 亡 500万円 後遺障害 15~500万円 入 院 日額4,500円 通 院 日額3,000円 身体賠償 ・ 1 億円以内	死亡:180日以内に死亡したとき後遺障害:180日以内に後遺障害が生じたとき入院:180日以内通院:90日以内身体・財物・保管物賠償は自己負担(免責額)が5,000円	みんなでまちづくり課 市民活動グループ 632-2287
10			当分の間現行どおり実施			上河内町 (企画課) 674-3131 宇都宮市 (交通政策課) 632-2134

5 証明手数料・窓口

番号		項 目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
	各	種証明書等発行手数料				
	1	住民関係証明	200円	400円		
	2	印鑑登録証明	200円	400円		市民課 証明グループ 632-2265
1	3	戸籍謄・抄本	変更なし	(450円)		
	4	税関係証明	200円 (納税証明のみ100円)	400円		主税課 納税推進グループ 632-2189 資産税課 資料証明グループ 632-2280
2	, 外国人登録原票記載事項 証明書		200円	400円		市民課 外国人登録グループ 632-2273
3	3 時間外の戸籍届の受付		平日: 午後5時15分~午後6時15分 土日祝日: 午前8時30分~午後5時15分	宇都宮市役所行政情報センター 平日: 午後5時15分~午後8時 土日祝日: 午前8時30分~午後8時 宇都宮市役所警備員室 午後8時~翌日午前8時30分	埋葬・火葬許可証の交付 は行政情報センターのみ 地域自治センターでは平 日の開庁時間内のみの受 付となります。	市民課 戸籍グループ 632-2270
4	4 自動交付機の利用時間帯		平日: 午前8時30分~午後6時 土・日・祝日: 午前8時30分~午後5時	地域自治センター:平日 午前8時30分~午後5時15分 宇都宮市本庁ほか:午前 8時30分~午後8時(た だしアピタ・ベルモール は午前10時~午後8時)	設置場所 ・宇都宮市役所本庁 ・雀宮地区市民センター・ JR宇都宮駅 1 階・アピ タ宇都宮店 1 階・ベルモー ル 2 階・地域自治センター	市民課 証明グループ 632-2265

6 国民健康保険

番号		項目	合 併	前	合 併	并後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
	匤	民健康保険税の賦課	医療分	介護分	医療分	介護分		
	1	税率(所得割)	8.3%	1.2%	8.16%	1.7%		
	2	〃 (資産割)	33.0%	1.3%	22.0%	3.0%		
	3	〃 (均等割)	24,000円	5,300円	27,000円	7,300円	2 人家族で、所得200万円、 国 2 資産税 6 万 5 千円の	
1	4	〃 (平等割)	25,000円	4,600円	30,000円	6,000円	場合、 医療分と介護分の合計で	国保年金課
'	⑤	限度額	530,000円	80,000円	530,000円	80,000円	↑合併前 269,100円 ↑合併後 285,500円	保険税グループ 632-2320
	6	前納報奨制度	なし			7% 期税額が5万 きは5万円で	 ※介護分は、40歳以上65 歳未満に課税	
2		施育児一時金及び葬祭 の支給	変更なし (出産時 1 人に 祭を行った人		被保険者が死	亡したとき葬		国保年金課 保険給付グループ632-2318
3	3 人間ドック, 脳ドック受 診補助 費用額の2/3相当額				24,000円(定	額補助)		国保年金課 管理グループ 632-2315

7 生活環境

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
1	ごみの分別	変更	なし		クリーンセンター 収集指導グループ 656-9356
	合併処理浄化槽の設置・普	 及			
2	① 7人槽の補助額	414,000円	615,000円	他に5人槽、10人槽以上の 補助基準あり。 一部補助対象とならない 区域があります。	環境保全課 環境整備グループ 632-2406
3	し尿くみ取り料金	人員割 350円 世帯割 270円 従量制 200円/18以	平成19年度は現行のとおり 平成20年度から段階的に 調整	(宇都宮市の場合) 人員割 367.5円 世帯割 283.5円 従量制 210円/18以	クリーンセンター 収集指導グループ 656-9356
	家庭用生ごみ処理機器普及社	補助			
4	① コンポスト容器 (補助限度額)	購入価格の2分の1 (3,000円/基)	購入価格の2分の1 (5,000円/基)		ごみ減量課 - 資源化推進グループ
	② 機械式生ごみ処理機 (補助限度額)	購入価格の2分の1 (20,000円/基)	購入価格の2分の1 (30,000円/基)		632-2416
5	粗大ごみ収集手数料	800円(1個または1組)	810円(1個または1組)		クリーンセンター 収集指導グループ 656-9356
6	資源ごみ集団回収推進事業 (団体報償金)	4円/kg	5円/kg		ごみ減量課 資源化推進グループ 632-2416
7	太陽光発電システム 設置補助	なし	1 kw当たり40,000円 (4 kw,16万円上限)		環境政策課 環境基本計画推進グループ632-2418
8	保健委員報酬	均等割: 5,600円 世帯割: 150円	保健委員制度は廃止 ボランティアによるリサ イクル推進員の委嘱		ごみ減量課 発生抑制推進グループ 632-2414
9	公営墓地使用者の資格	現にのいずれかに居住 を有当すする ・6事実を有当がの ・6事実を有当がの ののののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、	申請者が次のすべての条件を満たす方 ・市(上河内町を含む)に引き続き6ヵ月以上住所を有する方 ・市内、市外を問わず使用できる墓地のない方・祭祀を主宰すべき遺骨を有する方		生活安心課 生活安心グループ 632-2819
10	飼い犬・飼い猫の不妊・ 去勢手術の補助	なし	【不妊手術】 犬5,000円, 猫4,000円 【去勢手術】 犬3,000円, 猫3,000円		生活衛生課
11	飼えなくなった犬・猫の 引き取り	定時, 定点での引き取り	宇都宮市保健所での引き取り。(引き取り犬・猫を保健所に連れてきて, 飼い犬・猫引き取り依頼書を提出)		環境衛生グループ 626-1108
12	飼い犬・飼い猫等の 死体の処理	1体 2,000円	訪問引き取り1体 1,050円 市の委託業者へ持ち込み 1体 520円		クリーンセンター 656-9356

8 福祉・保健

番号	項 目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
介	護保険事業				
1	介護保険・市町村特別給 付事業	なし	【対象者】在宅要介護者のうち、要介護1~5の認定者 【内容】紙おむつ等の購入 費の9割を支給(1か月 あたり上限4,950円) ※入院されている期間は 支給対象外		高齢福祉課 介護サービスグループ 632-8989

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
2	介護保険・利用者負担軽 減	変更	なし	※社会福祉法人利用者に 対する負担軽減制度に ついては、対象となる 法人が増えます。	高齢福祉課 介護サービスグループ 632-8989
3	介護保険料	6 段階区分の第 4 段階 44,200円(基準額) 基準保険料:月額3,683円	6 段階区分の第 4 段階 44,700円(基準額) 基準保険料:月額3,725円		高齢福祉課 介護保険料グループ 632-8989
4	介護保険・保険料減免		[なし 例上で規定された場合)		032-0909
高的	齢者福祉関係事業				
1	食の自立支援 (配食サービス)	【対象者】単身世帯・高齢者のみの世帯に属する65歳以上の方で、老衰、心身の障害及び疾病等により調理が困難で、食に関連する支援が必要な方【利用回数】月、水、金の昼食のみ 【費用】1食300円	【対象者】単身世帯・高65 者のみの世帯に属する65 歳以上の方で、ある話機のおそれのの意とも要う援・病等に関連する支援・病等に関連する 要変に、関連する 援が必要な方 【利用回数】週1~5食 【費用】1食450円(生活保護世帯は400円)		高齢福祉課 相談支援グループ 632-2358
2	住宅改修補助	なし	【対象者】65歳以上で介護 保険要支援以上の高齢者 がいる世帯で,世帯の前 年の所得税額が年間32,400 円以下の世帯 【補助内容】住宅改修費用 (介護保険対象分除く。) に対し補助金を支給(75 %補助,限度額90万円)		高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2359
3	生きがい対応型デイサー ビス	なし	【サービスの内容】日常動作訓練、レクリエーション、送迎など 【利用回数】週1回 【費用】基本294円、送迎 (片道)47円、食事等の実費	※生きがい対応型デイサー ビス おおむね65歳以上の介 護保険対象外の家に閉 じこもりがちな高齢者 を対象としたデイサー ビス	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2359・2360
4	保険適用外はり・きゅう・ マッサージ施術料助成	なし	【対象者】70歳以上の高齢者、 身体障害者1~2級の方及び 65歳以上の寝たきり高齢者 【補助内容】保険適用外の はり・きゅう・マッサージ施 術料に対して補助を支給(1 回1,000円分の助成券年間最 大18枚)		高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2367
5	老人福祉補聴器交付	なし	【対象者】専門医師により必要と認められた高齢者(※) 【内容】補聴器を交付 【費用】生計中心者の前年の所得税額に応じ自己負担有り	※おおむね65歳以上で身体障害に該当せず、一側耳の聴力レベルが55デシベル以上90デシベル未満、他側耳の聴力レベルが55デシベル以上70デシベル未満であること	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2359
6	高齢者外出支援 (バスカード)	なし	【対象者】75歳以上の高齢者 【補助内容】 年1回に限り,使用可能 額5,000円のバスカードを 1,000円で購入できる。		高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2367
7	介護用品支給 (紙おむつ給付)	※社会福祉協議会で実施 【対象者】在宅で寝たき りの高齢者等 【内容】 ・要支援1~要介護1 →年額20,000円以内 ・要介護2~3,障害手 帳1・2級所持者,療 育手帳A1・A2所持 者→年額35,000円以内 ・要介護4~5 →年額60,000円以内	介護保険における市町村 特別給付事業として, 度 1~5)の方に対して, 紙おむつ等の購入費のり 割を補助(1か月あたり 上限4,950円) ※入院されている方は補 助対象外	※「介護保険・市町村特別 給付事業」参照	高齢福祉課 介護サービスグループ 632-8989
8	日常生活用具(シルバーカー等給付)	なし	【対象者】おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で生計中心者の前年度所得税が非課税の世帯に属する方【内容】シルバーカーを給付	※シルバーカー 歩行補助車・手押り車 などと呼ばれてつうで 歩行を補助したものの収納機能や椅子のの がを併せ持ったもの ※他に、電磁調理報、知器 の給付、老人用電話の 貸与あり	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2360

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
9	寝具類等洗濯乾燥消毒サー ビス	【対象者】在宅で寝たきりの高齢者等 【内容】布団の丸洗い殺菌 乾燥サービス 【費用】 1割負担, 年2回 を限度	※市社会福祉協議会で実施 【対象者】在宅で寝たきりの高齢者 【内容】掛け布団等の丸洗いの補助券を交付 【費用】費用のおおむね3 分の2補助(補助限度額を超えた場合は自己負担)		市社会福祉協議会 636-1215
10	敬老祝金	なし	80歳: 10,000円 90歳: 30,000円 100歳: 100,000円	該当年齢到達時に支給	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2360
11	訪問理美容サービス	※社会福祉協議会で実施 【対象者】要支援1~要介 護5,障害手帳1・2級所 持者,療育手帳A1・A2 所持者(在宅の方) 【内容】1回1,500円の補 助券を年4枚交付	※市社会福祉協議会で実施 【対象者】在宅で寝たきり の高齢者 【内容】訪問理容出張サー ビスの補助券を年間6枚 交付 【費用】理容師の出張経費 を負担(理容料金は自己 負担)		市社会福祉協議会 636-1215
12	移送サービス	社会福祉協議会への委託 事業 【対象者】要支援以上の高 齢者等で公共交通機関利 用困難な方で、移動手段 の確保が出来ない方 【内容】福祉車両による医療 機関・公共施設への移送	現行のまま新市に引き継ぎます。	上河内地域限定で実施	(予定) 上河内地域自治センター 保健福祉課 674-3133
13	単位老人クラブ補助金	1 クラブ 30人未満 10,000円 30人以上 20,000円 会員割 1 人当たり720円	1 クラブ 30~49人 25,600円 50~59人 52,800円 60~69人 62,400円 70~79人 72,000円 80~89人 81,600円 90人以上 91,200円	※29人以下のクラブは補 助対象外	高齢福祉課 福祉サービスグループ 632-2359
障	害者福祉関係事業				
1	重度身体障害者福祉電話 設置	なし	【対象者】身体障害者2級以上(聴覚障害者を除く)で電話相談が必要と認められた方 【補助内容】電話架設料,基本料金,通話料金(月額500円まで)を助成		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2363
2	訪問入浴サービス (移動浴槽車派遣)	なし	【対象者】在宅の重度身体障害者・重症心身障害児 【内容(週1回)】 ・居室又は浴槽車における入浴及び洗髪,又は 清拭 ・看護師等による健康チェック及び相談助言		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2339
3	重度心身障害者タクシー 料金助成	なし	【対象者】身体障害者手帳 1・2級, 療育手帳A (A1・A2), 精神障害者 保健福祉手帳1級所持者 【助成内容】基本料金相当 額を助成(1ヵ月当たり 5枚年間60枚上限)		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2339 保健予防課 保健対策グループ 626-1114
4	知的障害者等交通費助成	なし	【対象者】療育手帳の交付を受けた知的障害者及び介護人 【助成内容】通学,通院,訓練等のため定期的に交通機関を利用する場合に,その交通機関の2分の1を助成		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2362

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
5	心身障害者福祉手当なし		【対象者】身体障害者手帳 1・2級,療育手帳B1 以上 【支給内容】月額5,000円 を支給(所得制限あり, 国の特別障害者手当,市 の特定疾患患者福祉手当 との併給は不可)		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2363
6	特定疾患患者福祉手当	【対象者】町が指定する59 疾患に罹患している方 【助成内容】年額10,000円 を支給(所得制限なし)	【対象者】市が指定する71 疾患に罹患している方 【支給内容】月額5,000円 を支給(所得制限あり, 市の心身障害者福祉手当 との併給は不可)		障害福祉課 福祉サービスグループ 632-2363
7	精神障害者交通費 助成制度	なし	【対象者】在宅で精神障害者保健福祉手帳(2級・3級)所持者 【助成内容】 ・通院に係る交通費(バス又は電車)に対しの円の助成券交付(年間交付枚数12枚まで) ・運所に係る交通費(バス又は電車)に対して1カ月当たり1,000円の助成券でで)・運所に係る交通費(バス又は電車)に対して実日数に1日当たり190円を乗じた額		保健予防課 保健対策グループ 626-1114
児訓	□ 童福祉関係事業				
	保育料				
	階層	7 階層	13階層	(宇都宮市の場合) 【所得税が64,000円未満	
	① (参考) 前年分の所得税課税額が100,000円の世帯の保育料	3 歳未満児 35,000円 3 歳以上児 23,000円	3 歳未満児 33,000円 3 歳児 28,000円 4 歳以上児 25,000円	の場合】 年齢が1番上の児童は基準額, 上から2人目の児童は2分の1の軽減, 上 から3人目以降の児童は1	
1	同一世帯から2人以上 ② の児童が入所している 場合の保育料	年齢が最も上の児童は基準額,上から2人目の児童は2分の1の軽減,上から3人目以降の児童は10分の9の軽減	宇都宮市の保育料に統一	0分の9の軽減 【所得税が64,000円以上 の場合】 年齢が1番下の児童は基準額, から2人目の児童は2分の1の軽減、 下から3人目以降の児童は10分の9の軽減 〈参考〉所得税64,000円未満で、入園児童が3歳未満児1人の場合 合併前 25,000円/月合併後 18,000円/月	児童福祉課 企画グループ 632-2385
	延長保育				
2	① 利用者負担金(月割・公立)	3,000円	2,800円		児童福祉課
	② 利用者負担金(日割·公立)	300円	250円		保育グループ 632-2394
	保育所保育時間(公立のみ)				
3	① 保育所保育時間	変更なし(午前)	7 時~午後 6 時)		
	② 延長保育時間	変更なし(午後6	時~午後7時)		 児童福祉課 保育グループ 632-2394
	③ 土曜日の保育時間	午前7時~午後0時30分	午前7時~午後6時		
4	一時保育	2 ヵ所実施	実施場所は変更なし (ゆずのこ保育園の利用料 金等について現在検討中)		児童福祉課 保育グループ 632-2394
	特別保育事業等補助金				
5	① 保育所体験特別事業	1ヵ所実施	廃止		· 児童福祉課
6	休日保育	なし	私立 1 ヵ所で実施 (宝木保育園)	※休日等に保護者が病気 や勤務等で保育ができ ない場合	兄皇価低課 保育グループ 632-2394

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
7	こども医療費助成	0歳〜小学校3年生まで 入通院時の医療費助成	・0歳~小学校3年生まで 入通院時の医療費助成 ・小学校4年生~6年生まで 入院時の医療費のみ助 成(所得制限あり)		児童福祉課 児童育成グループ 632-2296
8	子育で支援短期入所	なし	【実施施設】 済生会宇都宮乳児院(2歳未満), 児童養護施設普惠園(2歳以上) 【利用期間】原則7日以内 【利用料】 2歳未満5,350円/日 2歳以上2,750円/日 【要件】疾病,負傷,妊娠,出産,看護,出張, 冠婚葬祭等により養育困 難なとき		
9	乳幼児健康支援デイサービス	【実施施設】ゆうゆう保育園 【利用期間】7日以内 【利用定員】1日当たり2人 人 【利用料】 一般世帯2,500円/日,町民税非課税世帯・生活保護世帯500円/日 【要件】病気回復期にある乳幼児(集団保育が困難な場合)	【実施施設】 済生会宇都宮乳児院,福田こどもクリニック,ゆうゆう保育園 【利用期間】7日以内 【利用定員】1日当たり2~4人 【利用料】一般世帯2,500円/日,市民護世帯500円/日 田、「大田保護世帯500円/日 日 【要件】病気回復期にある乳幼児(集団保育が困難な場合)		児童福祉課 児童育成グループ 632-2788
10	放課後児童対策	【運営方式】公設民営 【指導員配置基準】 児童数 30名以下 1名 30名毎に1名増員 【保護者負担金】 月5,000円程度	宇都宮市の制度を基準に 合併までに方向付けを行い, 合併後速やかに調整する。	(宇都宮市の場合) 【運営方式】公設民営 【指導員配置基準】 児童数 19名以下 1名 20~60名 2名 61名以上 3名 【保護者負担金】 月5,000円~8,000円	
11	児童福祉手当	なし	【対象者】義務教育終了 前の子のいる,母子・父 子家庭(毎年所得審査あ り),死別の場合は,遺 児手当 【支給内容】児童1人当 たり月3,000円		
12	母子家庭等援護費	なし	【対象者】児童福祉手当 受給世帯及び遺児手当受 給世帯 【支給内容】1世帯当た り年間15,000円		児童福祉課 家庭福祉グループ 632-2387
13	母子家庭等児童入学時の 祝金等	なし	【対象者】児童福祉手当 受給世帯及び遺児手当受 給世帯 【支給内容】小・中学校 入学者1人当たり15,000 円	【経過措置】3月中に申請することとなっているが、平成19年度に限り、4月中の申請を受け付ける。	
14	 ファミリーサポートセン ター 	なし	会員制の子育て相互援助 活動 [報酬] 1時間当た り700円		男女共同参画課 事業グループ 632-2346
健原	表診査(成人保健)(母子保健 ・	±)			
1	基本健康診査	集団:1,000円 個別:1,000円	集団:1,260円 個別:2,300円		
2	前立腺がん検診	なし	50歳以上で基本健康診査 受診者(男性) 集団: 420円 個別: 500円	※国民健康保険加入者は, 保険の助成により左記 検診料金の半額程度で 受診できます。	健康増進課 生活習慣病予防グループ 626-1129
3	肝炎ウイルス検診	集団:無料 個別:無料	集団: C型+B型 500円 C型のみ 400円 B型のみ 100円 個別: C型+B型 800円 C型のみ 700円 B型のみ 300円	文形しさみり。	

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ		
4	肺がん検診	集団:×線 無料 喀痰 無料	集団: X線 400円 X線+喀痰 900円 個別: X線 1,100円 X線+喀痰 2,000円				
5	胃がん検診	集団:無料	集団:940円				
6	大腸がん検診	集団:無料	集団:520円 個別:1,250円(単独実施) 2,950円(基本と同 日実施。基本の自己 負担料金含む)				
7	子宮がん検診	集団:無料	集団: 頸部 800円 個別: 頸部 1,700円 頸部+体部 2,800円	※国民健康保険加入者は、 保険の助成により左記 検診料金の半額程度で 受診できます。	健康増進課 生活習慣病予防グループ 626-1129		
8	乳がん検診	集団:超音波無料視触診無料マンモグラフィ無料	集団: 視触診 400円 マンモグラフィ 700円 個別: 視触診 700円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
9	骨粗しょう症検診	無料	集団:730円 (40,45,50,55,60,65,70歳の 女性)				
10	歯科健診	なし	集団: 1,000円 (40,45,50,55,60,65歳) 個別: 1,000円 (40,45,50,55,60,65,70歳)				
11	乳児健康診査	4 ヵ月・8 ヵ月・12ヵ月 児健診 集団健診	4ヵ月・10ヵ月児健診 個別健診		 健康増進課 健康づくり推進グループ		
12	1歳6ヵ月児健康診査	・変更なし(集団健診)			626-1127		
13	3 歳児健康診査	久丈ゆし (未凹阵形)					
14	2 歳児歯科健康診査	なし	おおむね2歳5ヵ月児対象 集団健診		健康増進課 保健センター 627-6666		
15	妊婦歯科健康診査	なし	妊娠中から出産月を含め産 後 6 ヵ月以内の妊産婦対象 個別健診		健康増進課 健康づくり推進グループ		
16	先天性股関節脱臼検診	なし	3~4ヵ月児対象 個別検診		626-1127		

9 産業(商業、工業、農業)・農業委員会関係

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
1	出店等促進支援事業	なし	中心商業地出店等促進事業補助金	宇都宮市の中心市街地へ の新規出店者に対して事 業費を補助	商工振興課 商工振興グループ 632-2433
2	中小企業者向け融資資金種類	1種類 中小企業振興資金 限度額 →1企業500万円	9種類 ①中小企業設備資金 限中小企業設備資金 限度額 → 2,000万円 ②中小企業 運転 → 1,000万円 ③季節経額 → 1,000万円 ④環境保全対策資金 限度境保全対策資金 限度類 → 運転 1,000万円円 ⑤中・収度 → 2,000万円円 ⑤中・収度 → 2,000万円円 ⑥特別財額 → 企業 0,000万円円 ⑥特別期 → 1 企業 500万円円 ⑥特別期額 → 1 企業 500万円円 ⑧緊度類 → 三要数 → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		商工振興課 商工振興グループ (中小企業融資振興会) 632-2434 (632-2438)

番号		項	目	合	併言	前	合 併 後		備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
3	農業制度資金の利子補給		【農業近代 ・共同利 を開入 で組織す 2.0%以 【農業経営 ・認定農 (県と同	用の機 する3: する団体 内 基盤強(業者1.0	械施設 名以上 、 と資金 】	【農業近代化資金】 ・一般農業者1.0%. ・認定農業者1.5%. 【農業経営基盤強化 ・認定農業者0.5%。(県と同率) 【宇都宮市単独 農業近代化・農業者等4.0%以 【宇都宮市単独 ・農業経営安定・農業者等5.0%以	以内 資金】 資金】 資金】 資金】		農業振興課 担い手支援グループ 632-2454	
4	地区	区農業協力	委員制度	なし			農林行政の円滑なる 普及指導を図るため 集落ごとに新しく別 力委員を設置	カ, 各		
5	5 各種イベント			当分の間、き続き実施		とおり上	河内地域自治センタ	一が引		(予定) 上河内地域自治センター 産業土木課 674-3134
6	農業委員会の取扱い		上河内町農	業委員:	会	宇都宮市農業委員会に	統合		農業委員会事務局 農政対策グループ 632-2812	
	農業	美委員会委.	員の定数及び何	任期						
7	1	農業委員(公選)		12人			宇都宮市農業委員会の残任期間(平成2月19日まで)は、限り引き続き新市のとして在任	20年7 6人に	合併後最初に行われる一般選挙における委員定数は40人。選挙区は宇都町及び河内町にそれぞれ1選挙区,合計5選挙区。選挙区ごとの定数は、選挙人名簿登録者数に比例して定める。	農業委員会事務局 農政対策グループ 632-2812
	2	農業委員	(選任)	5人			失職			
8		E明の発行 作証明等)		無料			1 件400円			農業委員会事務局 農政対策グループ 632-2812
9	市町整備	丁有林・部 請	分林の	実施			宝ノ川地区の町有材 いては、市有林の 全方針を踏まえ、 育成に努める。	整備保 📗		農村整備課 森林整備グループ 632-2476

10 水道・下水道・農業集落排水関係

番号)	頁 目	合 併	前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ	
	水道	首							
		料金	<u> </u>						
	1	(1)	口径13mmの場合 (月20㎡)	3,180円		合併後3年~5年で段階	(宇都宮市の場合) 2,745円	上下水道局経営企画課 企画財政広報グループ 633-3230	
		(2)	口径20mmの場合 (月20㎡)	3,570円		的に調整	(宇都宮市の場合) 3,197円	上下水道局サービスセンター 料金グループ 633-3127	
		加力	金						
		(1)	口径13mm		60,000円	52,500円			
1		(2)	口径20mm		120,000円	118,650円			
		(3)	口径25mm		195,000円	262,500円			
	2	(4)	口径30mm		325,000円	409,500円		上下水道局	
		(5)	口径40mm		585,000円	798,000円		工事受付センター 接続工事受付グループ	
		給力	〈装置工事申請・検	查手数料				633-3164	
		(1)	承認手数料		3,000円	800円	800円		
		(2)	検査手数料		0,0001]	4,000円			
			2給水装置工事 美者指定手数料		10,000円	15,000円			
	下刀	k道							
		使月	月料						
	(1)	(1)	月10㎡の場合		1,050円	合併後3年~5年で段階 的に調整	(宇都宮市の場合) 1,155円	上下水道局経営企画課 企画財政広報グループ	
		(2)	月20㎡の場合		2,100円		(宇都宮市の場合)2,572円	633-3230 633-3200 上下水道局サービスセンター	
2		(3)	月30㎡の場合		3,255円		(宇都宮市の場合) 4,252円	- エドホ道局ゥーこスピンター 料金グループ 633-3127	
		受益者負担金・分担金							
	2	(1)	受益者負担金		300円/m²	300円/㎡ (現行認可区域内)	(宇都宮市の場合) 82円~297円/㎡	上下水道局サービスセンター	
		(2)	分担金		300円/㎡	300円/㎡ (現行認可区域内)	(宇都宮市の場合) 264円〜328円/㎡	料金グループ 633-3127	
	水流	先化の)促進						
3	1	公共資金	共下水道接続工事 会融資斡旋額	(限度額) 便所1ヵ所: 2ヵ所以上:	4.40	(限度額) 便所 1 ヵ所:70万円 2 ヵ所以上:140万円		 上下水道局 工事受付センター	
		利于	子の有無	無(町が補助))	無(市が補助)		接続工事受付グループ	
	2					補助対象事業費の全額を 補助		633-3164	
	排刀	火設 備	請工事申請・検査手	数料(下水道)					
4	1	確認	8手数料		変更なし	(800円)		上下水道局	
	2	検査	至手数料		変更なし	(1,400円)		】工事受付センター 」接続工事受付グループ	
5	指5	定工事	事店指定手数料		変更なし	(12,000円)		633-3164	

合併後のお問い合わせ先			
●上下水道の使用開始・休止・名義変更について	上下水道局	お客様受付センター	TEL 633-1300 FAX 633-3190
●メーター検針,使用水量について	上下水道局	サービスセンター	TEL 633-3188
●料金のお支払いについて	上下水道局	サービスセンター	TEL 633-3189
●口座振替、料金の内容について	上下水道局	サービスセンター	TEL 633-3127
●上下水道の新・増設について	上下水道局	工事受付センター	TEL 633-3164
●道路の漏水や修繕工事について ・道路からの漏水を発見したとき ・道路からメーターまでの漏水など	上下水道局	配水管理センター	TEL 616-1331
●浄水場などについて	上下水道局	配水管理センター	TEL 621-2203
●下水処理場などについて	上下水道局	下水道施設管理課	TEL 633-3379
●上記以外について	上下水道局	経営企画課	TEL 633-3230

11 建設関係

番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
1	生活道路用地の取得方法	買収	・買収方式で合意済みの 路線のみ買収 ・道路幅員 7 m未満の新 規路線は寄付		道路建設課 東部地区道路整備グループ 西部地区道路整備グループ 632-2504
2	中里原 土地区画整理事業	施行中	現行のまま新市に引き継ぐ。		区画整理計画課 事業推進グループ 632-2586
3	都市計画区域の線引き	単独都市計画区域指定 (非線引き)	県の行う次々期の都市計 画区域見直しまでに、新 市全域で線引きを行う	〔宇都宮市の場合〕 広域都市計画区域指定 (線引き)	
4	用途地域・区域区分の証明書の交付	町で証明書を交付	各地域自治センター又は 市都市計画課で証明書を 交付		都市計画課 都市計画グループ 632-2565
5	都市計画施設区域内における建築の許可の申請	申請窓口は町で県が許可	申請窓口は各地域自治センター又は市都市計画課で, 市が許可する。		
6	屋外広告業の登録	県に登録	新たに屋外広告業を営も うとするときは市に登録	平成19年3月末までは県 (宇都宮土木事務所)で手 続き	都市計画課 都市景観グループ 632-2568
7	都市計画法に基づく開発 許可の申請等	県(宇都宮土木事務所) へ申請	市(都市計画課)へ申請	規制対象面積を変更する 予定 (3000 ㎡以上→1000 ㎡以上)	都市計画課 開発指導グループ 632-2566
8	国土利用計画法に関する 届出	町で受理し、県に送致審査	市で受理から審査までを実施。		都市計画課 都市計画グループ 632-2563
9	建築確認申請	【申請窓口】栃木県(宇都宮土木事務所)又は指定確認検査機関 【手数料】栃木県手数料条例又は当該検査機関手数料規程等による	【申請窓口】市(建築指導課)又は指定確認検査機関 【手数料】宇都宮市手数料条例又は当該検査機関の手数料規程等による。		建築指導課 審査グループ 632-2575
10	狭あい道路に接して建築 物の新築等をするときの 事前協議	なし	宇都宮市狭あい道路の整 備及び管理に関する要綱 に基づき,市(建築指導 課)と事前協議を行う。		建築指導課 指導グループ 632-2573

12 教育関係

12	我自因亦				
番号	項目	合 併 前	合 併 後	備考(H18年12月末現在)	市担当課・担当グループ
1	教育委員	5名	宇都宮市の教育委員5名 は在任,上河内町・河内 町の教育委員は失職	宇都宮市の委員の任期満 了時(平成19年 9 月30日) に新たな人選を行う。	教育企画課 企画グループ 632-2706
2	通学区域	変更	なし	合併後、全市的な見直し の必要性を検討する。	教育企画課 企画グループ 632-2707
3	学校給食費 (月額, 一人当たり)	共同調理方式 小学校4,200円 中学校4,600円	調理方式は現行のまま新 市に引き継ぐ。 また、給食費の算定方法 は合併後も当分の間現行 どおりとし,段階的に調 整する。	(宇都宮市の場合) 小学校3,929円(平均) 中学校4,736円(平均)	学校健康課 学校食育グループ 632-2757
4	幼稚園就園奨励費補助金	国・県の要綱に基づき実施,該当外は,町単独補助制度(5,000円)を適用	国・県の要綱に基づき実施,該当外は,市単独補助制度(7,000,8,000円)を適用		教育企画課 管理グループ 632-2714
5	社会体育施設 スポーツ施設の使用料	変更 (現行のとおりとし			スポーツ振興課 企画グループ 632-2754
	図書館(現在の上河内図書	· 館)			
	① 開館時間・休館日	○開館時間 午前9時30分~午後7時 ○休館日 月曜日・祝日・年末年 始等	○開館時間 午前9時30分~午後7時 ○休館日 月曜日・年末年始等		
6	② 貸出数	図書 5 点(2 週間) CD・ビデオ 3 点(1 週間) DVD 1 点(1 週間)	○図書・雑誌あわせて15 冊(2週間) ○CD5点(2週間) ○ビデオ・DVDあわせて 5点(2週間)うちDVD は2点まで		生涯学習課 管理グループ 市立図書館 636-0231